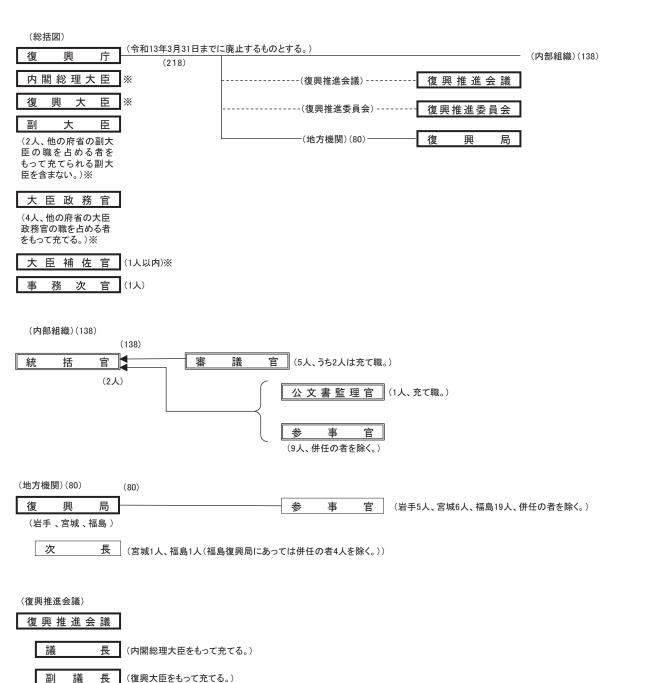
興 广 復



(復興大臣をもって充てる。)

(次に掲げる者をもって充てる。①議長及び副議長以外の全ての国務大臣、②内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、 議 員 復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者。)

幹 事 (関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。)